

廃止施設等除却推進プラン

(令和3年度～令和10年度)

令和2年10月

登別市

目 次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 廃止施設等除却推進プランとは
 - (2) 策定の目的

2. 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 廃止施設等除却推進プランの位置付け
 - (2) 計画期間
 - (3) 対象事業
 - (4) 廃止施設等除却推進プランの更新
 - (5) 他計画等との関係

3. 廃止施設等除却推進プラン・・・・・・・・ 4
 - (1) 廃止施設等除却推進プラン計上事業
 - (2) 廃止施設等除却推進プラン期間中の事業費

4. 未登載事業の取扱いなどについて・・・ 8

1. はじめに

(1) 廃止施設等除却推進プランとは

市では、公共施設等を廃止した際には、速やかに建物を除却することを基本としつつも、個々の事案に関しては、厳しい財政事情から先延ばしせざるを得ない事例が多数存在し、結果として供用廃止後の建物を数多く抱える状況となってきました。

これらの建物については、廃止時に最低限の保全措置を講じてはいるものの、老朽化により周辺環境に危険を及ぼす可能性が高まっているほか、将来世代に「負債」を残すことにも繋がりかねず、計画的且つ速やかに除却を進めることが喫緊の課題となっています。

一方で、市の財政状況は引き続き厳しく、除却に多額の財源を振り向けられる状況には無いことから、着実にこれら建物の除却を進めていくためには、立地条件等を勘案し、売却をはじめとした跡地利用も含めて検討を行うことが必要になるほか、山積する行政課題の中で、除却事業自体の優先順位を上げることが必要です。

このため、市では、本年度、廃止施設の除却に特化した「廃止施設等除却推進プラン」を策定することとしました。

(2) 策定の目的

廃止施設除却推進プランは、次の目的をもって作成します。

- 今後 8 年間に取り組むべき除却事業及び実施年度を明らかにすることにより、廃止施設等の除却を着実に実施するため。
- 中期的な財政見通しや今後の公債費の推計などを参考に、財政的な見地も踏まえて計画を策定することにより、廃止施設等の除却を着実に実施しつつ、財政運営の安定性を堅持するため。
- (立地条件等により) 売却等の跡地利用も含めて検討を行うことで、遊休資産の有効活用に繋げるため。

なお、新たに供用を廃止する施設は速やかに除却を行うことを基本としたほか、既に供用を廃止した施設については、周辺環境への影響に加え、跡地利用の可能性についても広く検討しました。また、両者とも、併行して更新・見直しを行う「中期財政見通し」に反映し、今後の財政運営への影響などを検証しました。

2. 基本的な考え方

(1) 廃止施設等除却推進プランの位置付け

廃止施設等除却推進プランは、現時点で供用を廃止している建物、個別の計画等で廃止を予定している施設等を対象に策定し、社会状況や財政状況に大きな変化がない限り、期間中の予算編成においては、廃止施設等除却推進プランに基づき、事業費を計上することを基本とします。

また、各事業に係る登載事業費は、現時点で試算される額とし、後年度の予算計上額はこの額を目安とします。

(2) 計画期間

令和3年度から令和10年度まで

(前期：令和3年度から6年度／後期：令和7年度から10年度)

※登載事業の財源的裏付けを明らかにする観点から、併行して更新・見直しを行う「中期財政見通し（令和3年度～令和10年度）」と同一の期間とする。

(3) 対象事業

普通会計（一般会計及び学校給食事業特別会計）で実施される、現時点で供用を廃止している建物、個別の計画等で廃止を予定している施設等の除却事業を対象とします。

(4) 廃止施設等除却推進プランの更新

前期4年間の終了年度に、中期財政見通しと併せて、後期4年間の見直しを行うとともに、5年目以降4年間の廃止施設等除却推進プランを新たに策定することとし、以降、該当年度にこの作業を繰り返すことによって更新・延長していきます。

(5) 他計画等との関係

・「中期財政見通し」との関係

併行して更新・見直しを行う「中期財政見通し（令和3年度～令和10年度）」に、廃止施設等除却推進プラン登載の全事業を計上し、計上額はプラン登載額同額とします。

- ・「実施計画ローリング」及び「予算編成」との関係

廃止施設等除却推進プラン登載事業は、(プラン策定後に生じた特別な事由がない限り) 登載額を目安に実施計画ローリングで採択を行い、予算計上することを基本とし、採択額の決定にあたっては、各年度の財政状況や事業内容を勘案の上、必要な調整を行うこととします。

また、実施計画ローリングでプラン未登載の対象事業が提出された場合には、通常通りローリングで実施の可否を判断し、その結果に基づき廃止施設等除却推進プランに追加登載します。

- ・「公共施設等総合管理計画」等との関係

平成27年度に策定した公共施設総合管理計画及び公共施設整備方針は、10年先、20年先を見据え、将来に向けた公共施設整備の基本的な考え方や施設配置のあり方を示すものであり、そこに掲げられる事業構想等が具体的事業に発展した段階で、それに関連する除却事業についても、廃止施設等除却推進プランへの登載を検討することになります。

(6) 遊休資産の有効活用

厳しい財政状況が続く市にとっては、遊休資産を有効活用し、新たな収入を生み出すことが必要であることはもちろん、除却事業を着実に進めていくためにも、除却後の跡地利用も含めて検討を行い、財源を捻出することが必要です。

このことから、廃止施設等除却推進プランにおいては、有効活用が可能な土地については、売却等も含めて検討を行うことによって、遊休資産の有効活用に繋げることとします。

3. 廃止施設等除却推進プラン

(1) 廃止施設等除却推進プラン計上事業

①総務部所管施設

(単位：百万円)

事業名	前期				後期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
旧登別東町4丁目教職員住宅除却事業	1	47						
旧片倉町教職員住宅除却事業				2	93			
旧すずかけ作業所除却事業	1	8						

総務部所管施設では、既に供用を廃止した旧登別東町4丁目教職員住宅、旧片倉町教職員住宅、旧すずかけ作業所の除却を行います。

なお、旧登別東町4丁目教職員住宅については、隣接する登別東町教職員住宅（教育部所管）と同年度に除却を行うことで一定の面積を確保し、（公共用地としての活用を検討した上で）跡地を売却することも検討します。

②保健福祉部所管施設

(単位：百万円)

事業名	前期				後期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
栄町保育所除却事業			3	70				
旧富浦児童館除却事業	9							

保健福祉部所管施設では、民間移譲に伴い、令和5年度をもって供用廃止する予定の栄町保育所について除却を計画するほか、令和元年度をもって供用廃止した旧富浦児童館の除却を行います。

※栄町保育所については、今後、同施設の廃止条例が可決されることを前提に除却を行うこととなります。

③観光経済部所管施設

(単位：百万円)

事業名	前期				後期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
労働福祉センター除却事業	6	5	5					
婦人センター除却事業		5	1	0	4			

観光経済部所管施設では、令和2年度をもって供用廃止する予定の労働福祉センターについて除却を計画するほか、(仮称)登別市情報発信拠点施設の供用開始に伴い、令和4年度をもって供用廃止する予定の婦人センターの除却を計画します。

なお、婦人センターの除却については、市が直接除却を行うことを想定して事業費を計上しますが、引き続き跡地利用の方策等を検討し、その結果によっては、建物付きで土地を売却することなども想定します。

また、労働福祉センター跡地については、(公共用地としての活用を検討した上で)売却することも検討します。

※労働福祉センター及び婦人センターについては、両施設の廃止条例が可決されることを前提に除却を行うこととなります。

④都市整備部所管施設

(単位：百万円)

事業名	前期				後期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
市営住宅(見晴団地)除却事業						6	4	4
市営住宅(紅葉谷団地)除却事業						2	4	1
市営住宅(柏木団地)除却事業			3		1	1	8	6
市営住宅(柏葉団地)除却事業								1
市営住宅(美浜団地)除却事業						5	2	
市営住宅(幌別西団地)除却事業	4				1	9	6	1

都市整備部所管施設では、昨年度策定した市営住宅等長寿命化計画に基づき、供用廃止予定の施設について除却を計画します。

このうち、柏木団地については、令和10年度までの準備作業を経て、令和1

1 年度以降に順次除却を行い、地権者との土地賃貸借契約を解除する予定です。

幌別西団地については、令和 7 年度から 9 年度にかけて、市が直接除却を行うことを想定して事業費を計上しますが、令和 3 年度の供用廃止後に、隣接する旧幌別西小学校プール及び片倉町教職員住宅（ともに教育部所管）の敷地とともに、（公共用地としての活用を検討した上で）建物付きで土地を売却することも想定します（売却できなかった場合には予定どおり除却を実施）。

⑤消防本部所管施設

（単位：百万円）

事業名	前期				後期			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
消防署登別支署除却事業		1	1 5					

消防本部関連では、本年 9 月をもって供用廃止し、その後は消防分団施設として供用する消防署登別支署について、新消防分団施設の整備に伴い、除却を計画します。

⑥教育部所管施設

（単位：百万円）

事業名	前期				後期			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
常盤町教職員住宅除却事業						3		
旧幌別西小学校プール						1 4		
片倉町教職員住宅除却事業						2 9		
登別東町教職員住宅除却事業		8						
富岸町教職員住宅除却事業		1 0						
若草町教職員住宅除却事業							1 3	

教育部所管施設では、教職員住宅について、順次供用を廃止して除却を行うほか、既に供用を廃止している旧幌別西小学校プールの除却を行います。

なお、旧幌別西小学校プール及び片倉町教職員住宅については、令和 8 年度に、市が直接除却を行うことを想定して事業費を計上しますが、隣接する幌別西団地（都市整備部所管）の供用廃止後（令和 3 年度）に、同団地の敷地とともに、建

物付きで土地を売却することも想定します。同じく、富岸町教職員住宅についても、令和4年度に、市が直接除却を行うことを想定して事業費を計上しますが、令和3年度に（公共用地としての活用を検討した上で）建物付きで土地を売却することも想定します（両件とも売却できなかった場合には予定どおり除却を実施）。

また、登別東町教職員住宅については、隣接する旧登別東町4丁目教職員住宅（総務部所管）と同年度に除却を行うことで一定の面積を確保し、（公共用地としての活用を検討した上で）除却後に跡地を売却することも検討します。

（2）廃止施設等除却推進プラン期間中の事業費

プラン期間中の事業費等は、総務部所管施設で前期5千8百万円、後期9千3百万円の計1億5千百万円、保健福祉部所管施設で前期のみ8千2百万円、観光経済部所管施設で前期のみ1億7千百万円、都市整備部所管施設で前期7百万円、後期2億8千3百万円の計2億9千万円、消防本部所管施設で前期のみ1千7百万円、教育部所管施設で前期1千8百万円、後期5千9百万円の計7千7百万円となっています。

この結果、8年間の登載総事業本数は20本、事業費は、前期3億5千百万円、後期4億3千5百万円、計7億8千6百万円となっています。

※各事業における事業費は、年度ごとに四捨五入しているため、合計額と一致しない場合があります。

4. 未登載事業の取扱いなどについて

以上のとおり、今回新たに策定した「廃止施設等除却推進プラン」では、期間中に20施設の除却を見込み、総事業費は7億8千6百万円となりました。

策定にあたっては、新たに供用を廃止する施設については、速やかに除却を行うことを基本とし、既に供用を廃止した施設についても、併行して更新・見直しを行う「中期財政見通し」に反映し、財政状況の許す限り実施する方向で検討しましたが、検討の結果、計上を見送った施設も多数に上りました。

これら計上を見送った施設については、引き続き施設の状況を注視しながら、中期的な財政見通しや公債費の推移なども踏まえて、廃止施設等除却推進プランへの登載を検討することとします。

また、跡地利用については、現時点で想定できるもののみを記載しましたが、今後も引き続き検討を進め、遊休資産の有効活用に繋げていきたいと考えております。